# 中部ティーチングプロゴルフ会 会則

平成29年 10月11 日

#### 第1章 総則

(名称)

1. この規則を適用する団体の名称を「中部ティーチングプロゴルフ会」とする。以下「中部TCP会」と表記する。

(所在地)

第2条 中部 T C P 会の所在地は、「愛知県安城市篠目町竜田90-5 竹下忠直方」に置くものとする。

(事務局)

第3条 中部TCP会事務局は「岐阜県可児市今渡1946-7 洞口誠男方」に置くものとする。

(設立)

第4条 中部TCP会は、平成29年12月1日に設立する。

(施行)

第5条 平成30年1月1日会則を施行する。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第6条 中部TCP会は、会員の資質の向上を図り、アマチュアゴルファーの創造と育成により、中部ゴルフ界の活性化と発展に貢献することを目的とする。

(会 員)

第7条 中部TCP会は、(公)日本プロゴルフ協会の会員で、愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山・一部静岡・一部長野に在住するTCP会員をもって構成するものとする。中部地区内に在住しないが、地区内のゴルフ場・練習場・企業等に所属する者は、当該者の申し出に基づき、中部TCP会役員会が認めた場合に限り、中部TCP会の会員としてこれを認めるものとする。

(退 会)

第8条 本会員は、下記の事項に該当するときは資格を失う。

- (1) 自ら脱会の意思を表明したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損または秩序を乱す行為のあったとき。
- (3) 他府県に移転したとき。

(4) 2年以上会費を滞納しているとき。

第3章 所管

(事業)

- 第9条 中部TCP会は、第6条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
- (1) ゴルフの技術、ルール及びマナーの指導・普及及び育成に関する事業。
- (2) 月例会、合同ラウンドレッスン会、プロアマコンペの実施及びそれに付随する 事項。
- (3) ジュニア育成に関する協力。
- (4) ラウンドレッスンによるゴルフ場へのゴルファー動員。

### 第4章 役員及び会議

- 第10条 中部TCP会に次の役員を置くものとする。
  - (1) 会 長・・・1名
  - (2) 副 会 長・・・2名
  - (3) 会 計・・・1名
  - (4) 事務局・・・1名
  - (5) 県代表・・・3名
  - (6) 役 員・・・10名以上
  - (7) 会計監査・・・2名
  - (8) 顧 問・・・数名

#### (役員の選出)

第11条 会長・副会長は、役員の互選により選出する。役員は、会員の推薦により 選出する。会計監査は、会長以外の役員から2名を選出する。

#### (役員の職務)

- 第12条 中部TCP会役員の職務は以下のこととする。
  - (1) 会長は、中部TCP会の代表とし、その会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長に事故があるとき又は会長がその職務を行うことができないときにその職務を代理しその職務を行うものとする。
  - (3) 会計は、入会金・年会費及・寄付金等の入金管理と事業経費等の入出金及び集計・会計報告を行う。

- (4) 事務局は、会員の個人情報の管理、案内状の発送、集計、意見の集約等を行なう。
- (5) 県代表は、各県役員の取り纏めと事務局の補佐を行なう。北陸と一部長野県は岐阜県、一部静岡県は愛知県に含む。
- (6) 役員は、各地区会員の意見や要望を吸い上げ役員会に報告し、決議事項を会員に伝達する。
- (7) 会計監査は、年1回予め日を定め、会計及び所管する事項について監査するものとする。
- (8) 顧問は、客観的視点をもって役員にアドバイスする。

### (役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。

(役員の解任)

第14条 役員は前条の定めにかかわらず、会員の3分の2以上の議決により解任する ことができる。

# (役員の報酬)

第15条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を全うするために必要となる費用に ついては、その実費を弁償するものとする。

# (日 当)

第16条 役員が、その職務を全うするため、中部TCP会の役員として出席する会議及 び役員会が必要と認めた場合は、日当20,000円(内税・交通費別)を支給する。源 泉徴収は行わない。

前項の規程は、会員が会長の指示に従い出張した場合についても同じとする。

#### (会 議)

第17条 中部TCP会に役員会を置くものとする。

役員会は、会長が必要と認めるときにこれを招集するものとする。

次の事項については、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項。
- (2) 決算に関する事項。
- (3) この規則の改正及び規定の制定ならびに改廃等に関する事項。
- (4) その他、会長が必要と認めた事項。

# 第5章

(会計年度)

第18条 中部TCP会の会計年度は、1月1日から始まり12月31日をもって終わるものと する。

# (会費及び入会金)

- 第19条 会費及び入会金は、次のとおりとする。
  - (1) 入会金 10,000円とする。
  - (2) 年会費 5,000円とする。
  - (3) 再入会 5,000円とする。(役員会にて承認が必要)

# (運営費用)

- 第20条 中部TCP会の運営は、入会金・年会費、中部TCP会が主催する競技の 参加料・その他寄付金をもって行うものとする。
- 第21条 中部TCP会への支払い口座として、取引銀行に会計名義の口座を設けるものとする。

### 〔附則細則〕

第21条に定める取引銀行は次のとおりとする。

銀行 支店

普通

中部TCP会 会計 伊藤哲三

\*入会金・年会費は、毎年指定期日までに振り込むこととする。振り込み 手数料は、会員が負担するものとする。

#### 懲罰規程

会長の請求により、懲罰諮問委員会を設置し調査審議の上、決議し下記の 懲罰を与える。

- (1) 除名
- (2) 会員資格の一時停止
- (3) 戒告

# ゴルフ場訪問時の規程

ゴルフ場訪問時は、事前に支配人宛電話連絡し、当日はフロントにライセンスカードを提示し支配人に挨拶する。

また、上着着用を必須とし、その他は各ゴルフ場のドレスコードに従う。

ルールについての問い合わせ先

# 石井裕人 <sup>151</sup>090-3562-8057 水谷久嗣 <sup>151</sup>090-8679-3085

# 発起人 4名

竹下忠直(代表)、伊藤哲三、宮崎丈秀、洞口誠男

役員 23名

愛知県 鈴木春城、美馬千里、植北成美、高木覚、松山裕行

竹下忠直、加藤慶輔

三重県 山田貴弘、奥田晃一、水谷久嗣、山本明秀、水野伸彦

伊藤哲三

岐阜県 堀口徹、小川哲司、洞口誠男、長谷川一弘

北陸

静岡県石神明美、川合憲次

執行役員

会 長 竹下忠直

副会長 伊藤哲三、植北成美

事務局 洞口誠男

会 計 浜井哲吉

県代表 (愛知県) 植北成美 (岐阜県) 堀口徹 (三重県) 水谷久嗣

会計監査 鈴木春城

顧問 桑原克典(中部プロゴルフ協会会長)

令和4年3月28日改定